

の管理は從來の通り各路の總管府に委ねられたけれども、然も既に總站官を廢した後の事であるから、勿論その管理は直接その達魯花赤または總管に委ねられたものであること、前に引いた所及び、後に引く所からも明らかである。

驛站の事務の管理については、當初此の如く定められて居つたことを知り得られるが、驛站を維持する站戸の管轄については當時まだ何事も記されてゐない。然るに經世大典站赤二、至元十年十二月の條に

諸站都統領使司言。本司品同ニ部院。各路總管府合聽ニ指揮。今總管府親臨ニ站赤。本司係ニ總要上司。據ニ隨處站戸。同ニ軍戸奧魯。擬屬ニ元籍州縣外。其立ニ站去處。合無革ニ去州縣一重官府。止令徑隸ニ總管府。依ニ樞密院例。並聽ニ使司指揮。易ニ爲ニ責辦。二十一日省部照擬。站戸同ニ軍戸奧魯。擬屬ニ元籍州縣外。其立ニ站去處。止令直隸總管府。仰ニ總管府。並聽ニ使司指揮。遍行ニ照會。

と記されてある。これは站戸の管轄に關して記録せられてある最初である。これに依ると、站戸に充てられたものの中、驛站の所在地以外の站戸はその元籍州縣の管轄に屬せしめるが、驛站所在地の站戸は州縣一重の官府に屬せしめないで、各路の總督府に隸屬させ、總管府は諸站都統領使司の指揮を聽くことゝ定まつたのであつて、その理由とする所は、驛站を直接提調する各路の總管府が、驛站所在地の站戸を管轄し、而して一方に諸站都統領使司の指揮を受くれば、責辦を爲し易いといふのであつた。これによつて考へると、この時以前には、無論すべての站戸はそれぞれ元籍州縣に屬して居つて、州縣は站戸から一定の上納を徴して、驛站の維持に充てゝ居つたものに相違ない。然るに翌至元十一年十月にはこの制度が更められて、元史兵志站赤篇に據ると